歯科技工物製造委託契約約款

歯科技工物製造委託契約約款（以下「本約款」といいます。）には、歯科技工所（以下「当社」といいます）が製造する歯科技工物（以下「本件製品」といいます。）の提供条件その他当社と医療法人又は歯科医師（以下「医療法人等」といいます。）との間における権利義務関係が定められています。
医療法人等が当社に対して本件製品の製造を委託するためには、本約款の全文をお読みいただいたうえで、本約款に同意いただく必要があります。

第１条（適用）

1. 本約款は、本件製品の提供条件その他当社と医療法人等との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当社と医療法人等との間における本件製品の提供に関わる一切の関係に適用されます。
2. 当社が医療法人等に対し、別途提供する規約その他注意事項等が存在する場合には、当該注意事項等は本約款の一部を構成します。
3. 当社は、医療法人等が当社に対して本件製品の製造を委託することにより本約款に同意したものとみなし、医療法人等は異議を申し立てることはできません。

第２条（本約款の変更）

1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本約款を変更することができます。
   (1) 本約款の変更が、医療法人等の一般の利益に適合するとき。
   (2) 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の相当期間前までに、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその効力発生日をウェブサイトに掲示し、または医療法人等に電子メールで通知します。
3. 変更後の本約款の効力発生日以降に医療法人等が本件製品の製造を委託したときは、医療法人等は、本約款の変更に同意したものとみなします。

第３条（本約款に基づく契約の成立）

医療法人等が、本約款に同意の上、当社所定の申込書により本約款に基づく契約の締結を申し込み、当社が当社所定の審査を行い、申込みを承諾した場合、本約款に基づく契約は当該申込書に記載された申込日をもって成立します。

第４条（対象製品）

医療法人等は、当社に対し、本件製品の製造を委託し、当社はこれを受託します。

第５条（個別契約）

1. 医療法人等及び当社は、本約款に基づいて本件製品の製造に関する個別契約を締結します。
2. 個別契約は、医療法人等及び当社間の書面又は口頭による合意によって成立します。
3. 本件製品の製造委託代金は当社が別途定めた金額とし、その他の条件は本約款及び個別契約で定めます。
4. 本約款は、個別契約にて特段の定めがなされない限り、個別契約に適用されます。
5. 医療法人等は、当社との間で、当社が本件製品のデザインに係るシミュレーションデータ（以下「シミュレーションデータ」といいます。）を作成することを内容とする個別契約を締結した場合、医療法人等は、当該シミュレーションデータの納品後 14 日以内に限り、当社に対し、当該シミュレーションデータの修正を求めることができます。但し、医療法人等及び当社は、別途協議の上で、シミュレーションデータの修正を求めることのできる期限を延長することができます。

第６条（所有権の移転）

本件製品の所有権は、当社が医療法人等に対し本件製品を発送した時から医療法人等に移転します。

第７条（検品）

1. 医療法人等は、当社から納品を受けた本件製品については、納品後速やかに検品をし、合格したものを検収します。本件製品に種類、品質又は数量に関して本約款に基づく契約及び個別契約の内容に適合しないものがあった場合、医療法人等は、本件製品の納品後 90 日以内に、具体的な不具合の内容を示して、書面をもって当社に通知します（医療法人等が本項に基づく通知を行わなかったときは、本件製品は医療法人等の検品に合格したものとみなします）。医療法人等が本項に基づく通知をした場合、医療法人等は、本件製品の納品後 90 日以内に限り、代品の納入請求又は損害賠償請求をすることができます。
2. 医療法人等は、当社が SheepMedical 株式会社（以下「SheepMedical」といいます。）に前項に定める検品業務を委託した場合に、SheepMedical が本件製品の検品業務を行うことについて、予め承諾します。

第８条（代金支払）

1. 医療法人等は、当社に対し、当月中に個別契約に基づき当社が受注した本件製品の代金を、毎月末日締切で翌月末日までに当社指定の銀行口座に振込送金する方法で支払う義務を負います（振込手数料は医療法人等負担）。
2. 医療法人等及び当社は、医療法人等及び SheepMedical 間で締結された業務委託契約に基づき SheepMedical が代理受領する方法によって、当社が医療法人等から代金の支払いを受けることに異議を述べません。
3. 医療法人等及び当社は、本約款及び個別契約の契約当事者は医療法人等及び当社であること、本約款及び個別契約に基づき医療法人等が当社に対して代金支払義務を負っていること、及び、当該支払義務は SheepMedical が医療法人等から代金を代理受領した時点で弁済により消滅することを確認します。

第 9 条（契約期間）

1. 本約款に基づく契約は、本約款締結日から 1 年間有効とする。本約款の有効期間満了の 1 か月前までに医療法人等及び当社のいずれからも異議が出されない場合には、本約款は同じ条件で更に 1 年間更新され、以後も同様です。
2. 本約款に基づく契約が終了した場合でも、第 11 条、第 12 条、第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項、第 15 条 3 項・4 項、第 16 条から第 20 条は有効に存続します。
3. 本約款に基づく契約が終了した後に医療法人等が当社に対して本件製品の製造を依頼する場合、当社は、その任意の裁量によって、本件製品を製造することができます。この場合、医療法人等に本約款第 4 条から第 8 条及び第 10 条から第 20 条の規定が適用されるものとします。

第 10 条（法令遵守）

医療法人等は、本件製品の製造委託、納品及び使用の際に、法令通達等を遵守する義務を負います。

第 11 条（秘密保持）

1. 医療法人等及び当社は、本約款の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本約款の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとします。但し、情報を受領した者は、自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件に、情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができます。また、法令に基づき行政官庁、裁判所から開示を求められた情報についても、当該情報を

開示した者に対し事前の通知の上、必要最小限の範囲で開示することができます。

2. 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しません。
   (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
   (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
   (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
   (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
   (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
3. 当社は、第 1 項に定める秘密情報の取扱いについて、当社及び当社が指定する者が別途定めるセキュリティポリシー（策定されたセキュリティポリシーの変更後のものを含む。以下同じ）に従います。

第 12 条（個人情報の取扱い）

1. 「個人情報」とは、医療法人等及び当社が本約款の遂行のために、相手方に預託した一切の情報のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報、又は、個人識別符号が含まれる情報、並びに、これに付随して取り扱われるその他の情報をいい、前条に定める秘密情報であるものに限られません。
2. 医療法人等及び当社は、本約款の遂行に関して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ個人情報の保護に関する法律及び本約款の定めを遵守して、本約款の目的の範囲において個人情報を取り扱うものとし、本約款の目的以外にこれを取り扱ってはならないものとします。
3. 当社は、第 1 項に定める個人情報の取扱いについて、当社及び当社が指定する者が別途定めるセキュリティポリシーに従います。

第 13 条（中途解約）

1. 医療法人等は、本約款の有効期間中であっても、当社に対して、本約款又は個別契約の中途解約を申し込むことができます。この場合、医療法人等及び当社は、本約款又は個別契約の終了日について協議の上で合意により決定します。
2. 前項に基づき本約款及び個別契約が解約された場合、当社は、民法第 634 条の規定にかかわらず、当該個別契約に基づいて当社が製造した本件製品の代金の一部を請求することができないものとします。

第 14 条（契約の解除）

1. 医療法人等又は当社が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本約款及び個別契約の全部又は一部を解除することができます。

(1) 本約款の１つに違反したとき
(2) 仮差押、差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
(3) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき
(4) 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が１回でも不渡りになったとき、又は支払停止状態に至ったとき
(5) その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じたとき
(6) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき

2. 前項の場合、解除された者は、解除によって解除した者が被った損害（弁護士費用を含む）の一切を賠償しなければなりません。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

1. 医療法人等及び当社は、相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
(2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本約款を締結するものでないこと。
(4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
(ア)相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
(イ)偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2. 医療法人等又は当社が本約款の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本約款及び個別契約を解除することができます。
(1) 前項(1)又は(2)の確約に反する申告をしたことが判明した場合
(2) 前項(3)の確約に反し本約款を締結したことが判明した場合
(3) 前項(4)の確約に反する行為をした場合
(4) 上記各号に該当するおそれがあると判断される場合

3. 医療法人等又は当社が前項の規定により本約款又は個別契約を解除した場合には、相手方は、医療法人等又は当社に対して、医療法人等又は当社の被った損害（弁護士費用を含む）を賠償します。

4. 第 2 項の規定により本約款又は個別契約が解除された場合には、本約款又は個別契約を解除された者は、解除により生じる損害について、相手方に対し一切の請求を行いません。

第 16 条（損害賠償）

医療法人等及び当社は、本約款に違反し相手方に損害（弁護士費用を含む）を与えた場合、相手方に対し、その損害を賠償する義務を負います。但し、当社が医療法人等に対して負う損害賠償の金額は 3,000 万円を上限とします。

第 17 条（不可抗力）

1. いずれの当事者も、地震、台風、津波その他の天変地変、戦争、暴動、内乱、法規の改正、政府行為その他の不可抗力により当事者が本約款の全部又は一部を履行できない場合であってもその責任を負いません。
2. COVID-19 その他の感染症の発生・拡大及び関係法令、公権力の要請・指示もしくはこれらに基づく COVID-19 への対策措置の遵守・実施、不可抗力、又は、当事者の支配を超えた事由により、本約款で定める債務の履行が不能となり又は履行遅滞となった場合も、前項と同様とします。

第 18 条（協議）

本約款に関して疑義が生じた場合には、医療法人等及び当社双方誠意を持って対応を協議します。

第 19 条（準拠法）

本約款は日本法に準拠し、これに従って解釈されます。

第 20 条（管轄の合意）

医療法人等及び当社は、本約款に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

2022 年 9 月 5 日施行
2022 年 10 月 25 日改訂
2024 年 6 月 25 日改訂